平成２１年（フ）第１２７５号
京都市伏見区成町822番地　滝川サンマンション成町106号
債務者　中井夕起子
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第５５３号
兵庫県尼崎市西御園町100番地寺町ハウス301号、前住所神戸市長田区宮川町５丁目４番10号ハイツ宮川301号
債務者　藪内早知子（旧姓西井）
1　決定年月日時　平成21年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第５７１号
兵庫県西宮市松山町11番９号レオパレスグランデ102、前住所兵庫県西宮市大屋町31番１―202号
債務者　前田　米子
1　決定年月日時　平成21年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第１８０号
鳥取県岩美郡岩美町大字新井556番地、旧住所鳥取県鳥取市福部町湯山1339番地１
債務者　橋本　徹也
1　決定年月日時　平成21年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１９７号
鳥取県鳥取市立川町５丁目225番地14、旧住所鳥取県鳥取市滝山422番地６　雇用促進住宅２―101
債務者　田中　幸江
1　決定年月日時　平成21年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２００号
鳥取県鳥取市湖山町南２丁目128番地、旧住所鳥取県鳥取市湖山町北１丁目468番地
債務者　齊藤　　勉
1　決定年月日時　平成21年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２０４号
鳥取県鳥取市賀露町北１丁目17番19号、住民票上の住所鳥取県鳥取市北園１丁目202番地
債務者　山景　雅彦
1　決定年月日時　平成21年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２０５号
鳥取県鳥取市賀露町北１丁目17番19号、住民票上の住所鳥取県鳥取市北園１丁目202番地
債務者　山景とし美
1　決定年月日時　平成21年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２０８号
鳥取県鳥取市雲山555番地　雲山南団地、旧住所鳥取県鳥取市吉成３丁目11―15　ハイツ・トレンディーⅡ101号
債務者　長岡　政明
1　決定年月日時　平成21年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２１０号
鳥取県鳥取市南安長１丁目17番８号　フォーブルＭＲ205号、旧住所鳥取県鳥取市古海1115番地
債務者　松田　　恵
1　決定年月日時　平成21年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２１１号
鳥取県鳥取市湖山町西３丁目136番地13、旧住所鳥取県鳥取市相生町３丁目205番地　市住ＲＧ４―７
債務者　日比　將大
1　決定年月日時　平成21年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２１２号
鳥取県鳥取市湖山町西３丁目136番地13、旧住所鳥取県鳥取市相生町３丁目205番地　市住ＲＧ４―７
債務者　米山　京子
1　決定年月日時　平成21年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２１７号
鳥取県鳥取市西品治883番地の27　森川肇方
債務者　森川　安史
1　決定年月日時　平成21年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２２０号
鳥取県八頭郡八頭町郡家586番地21
債務者　岸本　則明
1　決定年月日時　平成21年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第３３８号
鳥取県西伯郡大山町御来屋757番地１
債務者　湯谷　照美
1　決定年月日時　平成21年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２０年（フ）第３３９号
鳥取県西伯郡大山町御来屋757番地１
債務者　湯谷　和子
1　決定年月日時　平成21年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
鳥取地方裁判所米子支部